様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年　2月　15日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）そうけんほーむかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 創建ホーム株式会社  （ふりがな）やまもとしん  （法人の場合）代表者の氏名 山本　慎  住所　〒725-0026  広島県竹原市中央４丁目７番３号  法人番号　4240001037261  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | LIVING'S FUTURE WITH DIGITAL.  DX推進で未来を創る。 | | 公表日 | 2024年　12月　12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所： https://www.soken-home.jp/company/dx/#vision | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞  顧客重視のデジタル戦略  デジタル技術の活用で俗人的な仕事から解放し、分析や戦略的な業務に従事。顧客のニーズをより深く理解し、個別化されたサービスを提供することを目指しています。  ＜ビジネスモデル＞  労働力不足への対応:  労働力不足を補うために、社内ITツールの精査や、AIやRPAなどの先進技術を導入することで、業務プロセスを最適化し効率的な業務運営を実現します。また、デジタル技術を導入し、社員が主体的に働ける環境を整え、働き方改革を推進します。  創建ホームは、DXを通じて 持続可能な成長を実現し、地域社会に貢献することを目指しています。  DXは単なる技術導入ではなく、 企業文化の変革であり、全社員が一丸となって DX推進に取り組むことで企業の未来を創造します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された事項に基づいた内容を記載しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | LIVING'S FUTURE WITH DIGITAL.  DX推進で未来を創る。 | | 公表日 | 2024年　12月　12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.soken-home.jp/company/dx>  記載箇所：INITIATIVES　 DX戦略の具体的な取り組み | | 記載内容抜粋 | 1. データのビジュアルアナリティクス化   迅速な意思決定のため、データのビジュアルアナリティクス化を推進しています。会議では全員がパソコンを持参する体制により、DX推進と業務効率化、企業全体の競争力が向上しています。   1. 社内システムの最適化   個別に運用していたグループウエア、営業支援ソフト、施工管理ソフトをシームレスに連携できるシステムにリプレイスしました。これにより、データ入力方法や業務の進め方、情報の可視化が改善され、業務効率の向上と戦略的な意思決定が可能となり、全社的なDXが実現しました。   1. デジタル人材育成   社員のデジタルリテラシー向上研修を実施し、DX推進チームに現場社員を参加させています。スマホやタブレットの活用方法を共有し、全社員が新技術を活用できるようにも支援。全社員のITパスポート取得も進め、DX推進が加速し、効率的で革新的な業務運営を実現しています。   1. AIの活用開始   AI活用を推進では経営層がセミナーに参加し、最新情報を社員に共有。Microsoft 365とCopilotを導入し、社員がAIツールを効果的に利用しています。生成AIで業務改善を進め、業務効率を大幅に向上させています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された事項に基づいた内容を記載しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：  ORGANIZATION　DX推進のための戦略チーム結成 | | 記載内容抜粋 | ＜体制・組織＞  DX推進のため、代表取締役をプロジェクトマネージャーとする戦略チームを結成し、各部署のDX担当者と全社員が連携してDXを推進しています。  ＜人材育成・確保＞ 戦略チームは定例ミーティングの実施や、外部コンサルタントとの連携で、社員のITリテラシーの習得速度を加速させ最新のデジタル技術を迅速に取り入れています。  この取り組みにより、全社一丸となってデジタル技術を活用した、業務効率の向上や新たな価値創造を目指しています。社員のスキルアップと人材育成にも力を入れ、持続可能な成長を実現するための基盤を築いています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：OFFICE IMPROVEMENT環境整備 | | 記載内容抜粋 | 1. スマートオフィスへの取り組み   業務効率と働きやすい環境を目指し、スマートオフィスを導入。クラウドPBX、全社Wi-Fi、会議室予約システム、入退室管理システム、MAXHUBを活用し、コミュニケーションと生産性を向上させています。   1. クラウド化   オンプレミスからクラウドへの移行でシステムの柔軟性とスケーラビリティを向上させ、業務効率化とコスト削減を実現。Microsoft365などのSaaS導入でリモートワークとコラボレーションを強化しています。   1. デバイス   全社員にスマートフォンとタブレットを貸与し、オフィス外でも情報やツールへのアクセスが可能に。これにより、業務効率と作業の正確性が向上し、社員同士のコミュニケーションとチーム連携が強化され、柔軟で生産性の高い働き方を実現しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | LIVING'S FUTURE WITH DIGITAL.  DX推進で未来を創る。 | | 公表日 | 2024年　12月　12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所： https://www.soken-home.jp/company/dx/#ind  記載箇所：INDICATOR　戦略の達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | 業務効率化による業務内容の適正化（2027年目標）  ・営業支援ツール稼働率　20％向上  ・施工管理ツール稼働率　20％向上  ・グループウエア稼働率　20％向上  ・事務処理月一人当たり10時間削減  DX戦略チームのミーティング定例開催  ・月１回  ITパスポート受験支援  ・全社員を対象とする |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　12月　12日 | | 発信方法 | 発信方法：当社ホームページに掲載  発信場所：  <https://www.soken-home.jp/company/dx/#future>  記載ページ：FUTURE DX推進戦略で見据える未来 | | 発信内容 | 当社ホームページ「LIVING'S FUTURE WITH DIGITAL.DX推進で未来を創る。」において、当社代表取締役が「DX推進戦略で見据える未来」について以下の内容で発信しています。  私たち創建ホームでは、DXの推進においていくつかのポイントを重視しています。  まず、営業・設計・施工管理・バックオフィスの各部門において、専門的かつシームレスに連携できるツールの導入や環境整備を行うことで、業務の効率化を図っています。これにより、社員がより分析的な仕事に集中できるようになります。  そしてDX推進に全社員が参加できる体制を整える事で社員のITリテラシーの習得速度を加速させ、情報部門だけではなく全社員がデジタル人材として創建ホームのDX推進の力になってくれます。  DXを推進することで、2026年度末までにグループ会社と合わせて売上高100億円を目指しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　12月頃　～　　2025年　2月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトから入力を行っています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　3月頃　～　　　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針を制定し、情報処理推進機構（IPA）のSECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を実施しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。